

令和 3 年 10 月 27 日

守山市 記者提供 資料

担当部署	市民協働課
担当者	猪田
電話	077-582-1148
FAX	077-583-3911

11 月 1 日から守山駅前を「路上喫煙禁止区域」に指定します！

～マナー啓発に向けた巡回指導を実施します～

1 目的、内容

人が多く集まる駅前において、喫煙者に定められた場所での喫煙を促し、たばこのポイ捨てや望まない受動喫煙の発生を防止し、喫煙者と非喫煙者の共存を図るため、本年 11 月 1 日（月）より、守山駅西口および東口ロータリー付近を「路上喫煙禁止区域」として指定します（指定喫煙所を除く）。禁止区域内では、たばこを吸うこと、火のついたたばこを所持する行為を一切禁止します。

また、禁止区域を中心に、巡回指導員（警備会社へ委託）による路上喫煙・ポイ捨て防止に向けた巡回を実施し、併せて、違反者に対しては必要な指導を行えるよう「守山市路上喫煙の防止に関する条例」の一部改正を行い、11 月 1 日より施行します。

2 周知・啓発

11 月からの禁止区域指定に先立ち、守山駅西口および東口ロータリーに、禁止区域であることを示す路面標示（6 か所）とプレート看板（4 か所）を設置するとともに、ポスター掲示を行い、市民のみなさまへ周知を実施しています。

【路面標示】



【プレート看板】



【ポスター掲示】



4 巡回指導

ベストと腕章を着用した巡回指導員による指導を週2回、午前7時30分からと午後5時30分からのそれぞれ1時間程度実施します。

【巡回指導員が着用するベスト・腕章】

